

平成17年度

国の施策・予算に対する 提案・要望

平成16年7月



さいたま市

さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

21世紀を迎えた今日、地方分権の進展をはじめ、少子高齢化の進行、地球規模の環境問題の顕在化、情報通信技術の目覚ましい発達など、社会情勢は大きく変化してきております。特に、三位一体改革につきましては、改革が着実に進められ、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムが構築され、真の地方分権が確立されますよう、大きな期待を寄せているところであります。

政令指定都市移行から2年目を迎えました本市におきましても、政令指定都市にふさわしい都市づくりを進める中、だれもが住んで良かった、住み続けたいと思える都市の実現を目指し、「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として、より豊かな市民生活の実現に向け、市政運営に取り組んでいるところであります。

今後も、この3つの基本理念とこれまで着実に積み上げてきた都市づくりの基盤を大切にしながら、時代と市民ニーズに即した、さいたま市らしい施策の展開を図ってまいりたいと存じます。

つきましては、平成17年度の国における施策の決定及び予算編成に当たり、本市の新しい都市づくりに向けた諸提案及び要望に関して、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年7月

さいたま市長 相川宗一

目次

三位一体改革の早期実現

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2

地方分権の推進

- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6

安らぎと潤いのある環境を守り育てる<環境・アメニティ>

- 3 資源循環型社会の推進について ……8

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる<健康・福祉>

- 4 生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金について ……10
5 障害者福祉支援費制度の充実について ……11
6 国民健康保険財政の確立について ……12

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む<教育・文化・スポーツ>

- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる<都市基盤・交通>

- 8 さいたまタワー誘致について ……16

安全を確保し、市民生活を支える<安全・生活基盤>

- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

内閣府

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2
- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6
- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

総務省

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2
- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6
- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14
- 8 さいたまタワー誘致について ……16
- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

財務省

- 1 地方分権の実現に向けた三位一体改革について ……2
- 2 政令指定都市制度の更なる充実について ……6
- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14

文部科学省

- 7 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……14
- 9 地震防災対策の充実強化について ……20

厚生労働省

- 4 生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金について ……10
- 5 障害者福祉支援費制度の充実について ……11
- 6 国民健康保険財政の確立について ……12

農林水産省

- 3 資源循環型社会の推進について ……8

目次
省庁別

経済産業省

- 3 資源循環型社会の推進について8
-

国土交通省

- 9 地震防災対策の充実強化について20
-

環境省

- 3 資源循環型社会の推進について8

三位一体改革の早期実現

(中)

口削減を目的として、その削減と増収のさらば削減、本年三位一体改革の進捗状況を把握し、今後の進捗状況を把握し、三位一体改革の早期実現を目指す。

三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。

三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。

三位一体改革の早期実現

三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。

三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。三位一体改革の早期実現を目指す。

地方分権の実現に向けた三位一体改革について

〔内閣府・総務省・財務省〕

三位一体改革は、地方が自らの判断と責任の下、自らの財源により自主的・自立的な行財政運営ができるようにするという地方自治本来の姿の実現に向けた改革であります。

本年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び地方交付税の改革の方向性を一体的に盛り込んだ平成18年度までの「三位一体改革」の全体像を年内に決定することとされています。

本市は、政令指定都市移行2年目を迎え、住民福祉の充実、生活環境の整備、少子・高齢化対策などの重要な施策について対応するとともに、廃棄物処理をはじめとした環境問題、都市再生、災害に強い都市づくりなど高度に集積した都市機能に対応する大都市が抱える特有の諸課題に積極的に取り組んでいかなければなりません。

しかしながら、これらの財政需要に対する財源は乏しく、財政を取り巻く環境は、大変厳しい状況であります。このため、事務事業の見直しや組織機構の改革、定員の縮減を行い、事業の重点化及び厳しい選択を実施するなど、行財政運営の簡素・効率化に懸命の努力を尽くし対応してまいりましたが、根本的には地方税など自主財源の拡充強化を図ることが急務であります。

政令指定都市の責務を果たし、地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、地方税財源の充実確保が不可欠であることから、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする真の三位一体改革がなされることを強く要望します。

1 税源移譲の実現

- 国税と地方税の租税配分を当面1：1とすることを目標に、税源移譲を進めること
- 所得税から個人住民税、消費税から地方消費税など、基幹税により3兆円を上回る規模の税源移譲を国庫補助負担金の廃止・縮減に先行して決定し、確実に実現すること

2 国庫補助負担金の廃止・縮減

- 国庫補助負担金の廃止・縮減に当たっては、地方が示す具体案に基づき改革を進め、地方に負担が生じないよう所要額を税源移譲すること
- 生活保護費負担金の負担率引下げなど、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金の廃止・縮減は、決して行わないこと

3 地方交付税の改革

- 安定的な行政サービスの水準が保てるよう、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、算定の簡素化等の見直しを進めること

[担当：財政局 財政部 財政課]

政令指定都市制度の更なる充実について

〔内閣府・総務省・財務省〕

多様化・複雑化する政令指定都市特有の行財政需要への対応は、基本的には、政令指定都市自らが体系的、統一的かつ効率的に行い、その自主性・自立性を高めていくことが重要と考えます。

また、政令指定都市が制度的に充実し発展することは、周辺自治体を含めたその圏域全体を活性化させる原動力となり、ひいては日本全体の活力の増進につながるものと考えます。

現在、第28次地方制度調査会が発足し、「道州制のあり方」「大都市制度のあり方」などについて審議が始まっておりますが、政令指定都市のあり方については、その圏域において果たすべき役割、実情及び意向を十分確認した上で、議論を進めていただくよう要望します。

特に、本市における自主的かつ自立的な行財政運営を確立する観点から、政令指定都市制度の更なる充実に向けた検討を要望します。

要望事項

1 大都市制度のあり方の見直し

- 地方分権の基本的な考え方である「補完性の原理」に基づき、一層の事務・権限の移譲を積極的に推進する方向で、道州制における大都市制度のあり方や現行の都道府県との所掌事務のあり方を検討すること

2 政令指定都市にふさわしい税財政制度の検討

- 政令指定都市が、その特性や規模、能力等に応じた行財政運営を実現できるよう、政令指定都市の権能に見合った税財政制度のあり方について検討すること

〔担当：総務局 改革推進室〕

資源循環型社会の推進について

〔農林水産省・経済産業省・環境省〕

国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会の構築に向けた様々な法律が整備されてきております。

しかし、これまでの法の運用では、事業者、地方自治体、国民の適正な役割や負担が確保されていないなど、多くの課題があります。

つきましては、基本法の主旨に基づき、廃棄物の発生抑制・リサイクルに係るシステムの一層の整備や拡大生産者責任を踏まえ、事業者、地方自治体、国民の適正な費用負担の確保のため、必要な措置を講ずるよう要望します。

また、容器包装リサイクル法については、制定時の附則において、法律の施行後10年経過時に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることから、これを踏まえた評価・検討も要望します。

要望事項

1 事業者による適正処理システムの早期整備

- 爆発、火災等危険性や有害性を有する製品及び大きさ等物理的形狀等から処理が困難な製品について、事業者に対し引取り及び処理の法的な義務付けを図ること

2 容器包装リサイクル法における費用等の義務負担の見直し

- 容器類のリターナブル化及びデポジット制度の導入を図ること
- 分別収集、選別、保管等にかかる一部費用を特定事業者の負担とすること
- 容器包装商品の収集から再商品化等にかかる一部費用を販売事業者の負担とすること

3 特定家庭用機器再商品化法の円滑な推進

- 法指定品目のリサイクル料金を前払い方式とすること

〔担当：環境経済局 環境部 廃棄物政策課〕

生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当 給付費負担金について

〔厚生労働省〕

生活保護制度は、憲法第25条が保障する生存権の最後の拠り所として機能している制度であり、生活保護法第1条において国の責任が明記されております。また、児童扶養手当制度につきましても、離婚等に伴う母子家庭の自立生活に向けた大きな柱として機能している国の社会福祉制度であります。したがって、その財源については、国が義務的に負担すべき性格のものであります。

昨年11月、国においては、三位一体改革に向けて、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金の国庫負担率を現行の4分の3から3分の2に引き下げる削減方針が示されました。その後、平成16年度の導入は見送られましたが、削減は到底受け入れることができないものであります。

生活保護及び児童扶養手当は、国の責任で全国画一的に実施すべき制度であり、単なる国庫負担率の引下げは、地方の独自性や創意工夫を促す三位一体改革の趣旨に沿わないばかりでなく、多大な財政負担を地方に転嫁するものであり、国が社会福祉制度の責任を放棄するものと言っても過言ではありません。

つきましては、平成17年度に向けた制度の見直しを地方自治体との協議も踏まえて実施するとのことですが、両制度は国が果たすべき役割が大きいことから両制度にかかる国庫負担率を引き下げることのないよう強く要望します。

要望事項

- 1 生活保護制度における生活保護費及び児童扶養手当給付費の国庫負担金の負担率引下げは行わないこと

〔担当：保健福祉局 福祉部 福祉総務課〕

障害者福祉支援費制度の充実について

〔厚生労働省〕

本市では、平成15年度から5年間を計画期間とする「さいたま市障害者計画」を策定し、基本目標として質の高い地域生活の実現などを掲げており、障害者の地域生活を支援する施策・事業の一層の充実に努めることとしております。

障害者福祉支援費制度においては、居宅介護事業にかかる国庫補助金が減額して交付されたほか、知的障害者地域生活援助事業の基準額の引下げがなされております。更に、制度開始以前に比べ居宅介護事業費が大幅に増加しているにもかかわらず、本年度の国の予算は、昨年度執行見込額を下回っております。

また、障害者に対する各種サービスが適切に提供される仕組みが必要ですが、介護保険制度のようにケアマネジメント制度が導入されていないという現状であります。なお、精神障害者については、そもそも制度の対象外とされております。

障害者の地域生活における支援施策の推進に当たっては、居宅介護、知的障害者地域生活援助の両事業に対する国庫補助基準の見直し及び必要な財源の確保をされるとともに、障害者を支援する各種サービスを適切に提供できる体制を構築するため、ケアマネジメントの仕組みを確立し、更に、精神障害者を新たに制度対象者として組み込むよう要望します。

要望事項

- 1 障害者の地域生活における支援施策推進のため、支援費基準額の拡充を図ること
- 2 障害者が、適切なサービスが受けられるようケアマネジメント制度を確立すること
- 3 精神障害者についてもサービスが利用できるよう対象者の拡充を図ること

〔担当：保健福祉局 福祉部 障害福祉課〕

国民健康保険財政の確立について

〔厚生労働省〕

国民健康保険は、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者を多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であります。その上、高齢化の急速な進展に伴う医療費の増加とこれに伴う保険税（料）負担の増大が進み、保険者と被保険者の負担は、過重なものとなってきております。

このような状況の中、国においては医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針を示すとともに、時限措置による保険者支援制度の創設及び高額医療費共同事業制度の拡充と制度化により国民健康保険への支援がなされたところではありますが、平成14年度の医療保険制度改正に伴う保険者の負担増もあるなど、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決には至っていない状況であります。

つきましては、国民健康保険の実情を踏まえ適切な財源措置を講じられるとともに、他の医療保険制度と負担の公平化を図り、国民健康保険事業の運営が長期的に安定したものとなるよう、抜本的な改革を早期に図られるよう要望します。

要望事項

- 1 安定した国民健康保険事業と国民皆保険体制の堅持のため、医療保険制度の一本化を行うなど抜本的な改革を早期に図ること
- 2 抜本的な改革が行われるまでの間、国保財政安定強化のための財政支援措置の拡充
 - 医療制度改正に伴う保険給付費負担増に対する財政措置を講ずること
 - 地方単独事業にかかる国民健康保険における国庫負担金減額措置を撤廃すること

〔担当：保健福祉局 福祉部 国保年金課〕

公立神宮学院高等学校 （JICA）奨学金制度の概要

1. 概要

本学は、毎年10月1日現在、約1,000名の学生が在学中にあり、そのうち約100名が奨学金制度を利用している。この奨学金制度は、主に経済的に困難な状況にある学生を対象としており、その目的は、学生の学業を支援し、将来の社会に貢献する人材を育成することにある。

この奨学金制度は、主に経済的に困難な状況にある学生を対象としており、その目的は、学生の学業を支援し、将来の社会に貢献する人材を育成することにある。

一人ひとりが生き生きと 輝く個性を育む

〈教育・文化・スポーツ〉

- 1. 奨学金の申請条件
・ 日本国籍を有する者
・ 経済的に困難な状況にある者
・ 学業に専念できる者
- 2. 奨学金の申請方法
・ 入学時または入学後、必ず申請書提出
・ 申請書に必要書類を添付し提出
- 3. 奨学金の支給方法
・ 毎月1回、口座振込による支給
・ 申請承認後、1週間以内に行われる

お問い合わせ先：奨学金課

義務教育費国庫負担制度及び 県費負担教職員制度について

〔総務省・財務省・文部科学省〕

本年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」における三位一体改革では、「税源移譲は概ね3兆円規模を目指す」こと、「その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する」こととされております。

一方、中央教育審議会の教育条件整備に関する作業部会は、「義務教育費に係る経費負担の在り方について」中間報告を取りまとめました。その中で「政令指定都市については、権限と負担を県から移譲する方向で取り組むべきである」と報告しております。

本市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に直面しております。

真の分権型社会を実現するためには、学級編制及び教職員定数に係る権限等、道府県の諸権限を政令指定都市に移譲するとともに、地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

つきましては、義務教育費国庫負担制度や教職員給与負担制度の見直しについては、その所要全額について税源移譲による財政措置が不可欠であり、財政事情のみに基づいた見直しとならないよう要望します。

要望事項

- 1 三位一体改革における国庫補助負担金の廃止・縮減では、現状における義務教育費国庫負担金を対象に含めることとし、その所要全額について、税源移譲による財源措置を講ずること
- 2 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市への給与負担の移管は、教職員定数や学級編制等の包括的権限移譲を前提に、その所要額について道府県からの税源移譲による財源措置を講ずること

〔担当：教育委員会 学校教育部 教職員課〕

ひとと環境を一緒に考える

（以下、本文の抜粋）

「人と環境を一緒に考える」というテーマは、都市の発展と持続可能性の両方を追求する上で重要な視点を提供しています。特に、交通インフラの整備と環境保護のバランスをどう取るかが、未来の都市のありかたを決定づける鍵となります。

また、住民の生活の質を向上させるためには、環境に配慮した都市設計が不可欠です。緑地や水辺の確保、大気汚染の防止、そして快適な歩道や自転車道の整備は、人々の健康と幸福に直結する施策です。

さらに、デジタル技術を活用したスマートシティの構築も、人と環境の調和を促進する有効な手段の一つとして注目されています。

人と環境に配慮した 質の高い基盤をつくる

〈都市基盤・交通〉

（以下、本文の抜粋）

都市の発展を支える基盤として、交通インフラの整備は不可欠です。特に、公共交通機関の充実と環境に優しい交通手段の普及が、持続可能な都市づくりの鍵となります。

また、道路の整備と歩道の拡充は、住民の生活の質を向上させるために重要な施策です。安全で快適な移動環境の提供は、都市の魅力向上にも大きく貢献します。

さらに、交通渋滞の解消と大気汚染の防止は、環境保護と都市の持続可能性を確保するために重要な課題です。

（以下、本文の抜粋）

さいたまタワー誘致について

[総務省]

昨年12月、NHKと在京民放5社の放送事業者は、デジタル機能の有効活用のためには、600m級新タワーの有効性は高いとの認識で一致し、新タワー推進プロジェクトを発足させました。

これを受け、本市は、埼玉県とともに議会関係者や産業界など県内各方面の団体と協力し、誘致に向けた一大県民運動を展開する「さいたまタワー実現大連合」（総代表：石原信雄元内閣官房副長官）を本年3月30日に設立したところであり、今後は、大連合を主体に各方面への要望活動や100万人署名活動を始めとする大規模な機運醸成活動などを展開することとしております。

つきましては、さいたま新都心地区への新タワー建設に向け、全面的なご支援を要望します。

要望事項

- 1 今後の首都圏におけるデジタル放送の受信環境の充実や移動体向けサービスの実現のためには、新タワーの有用性が極めて高いことから新タワー建設について支援を行うこと
- 2 600m級タワーが建設されることとなった場合には、最も適した立地条件を有するさいたま新都心地区への建設について支援を行うこと

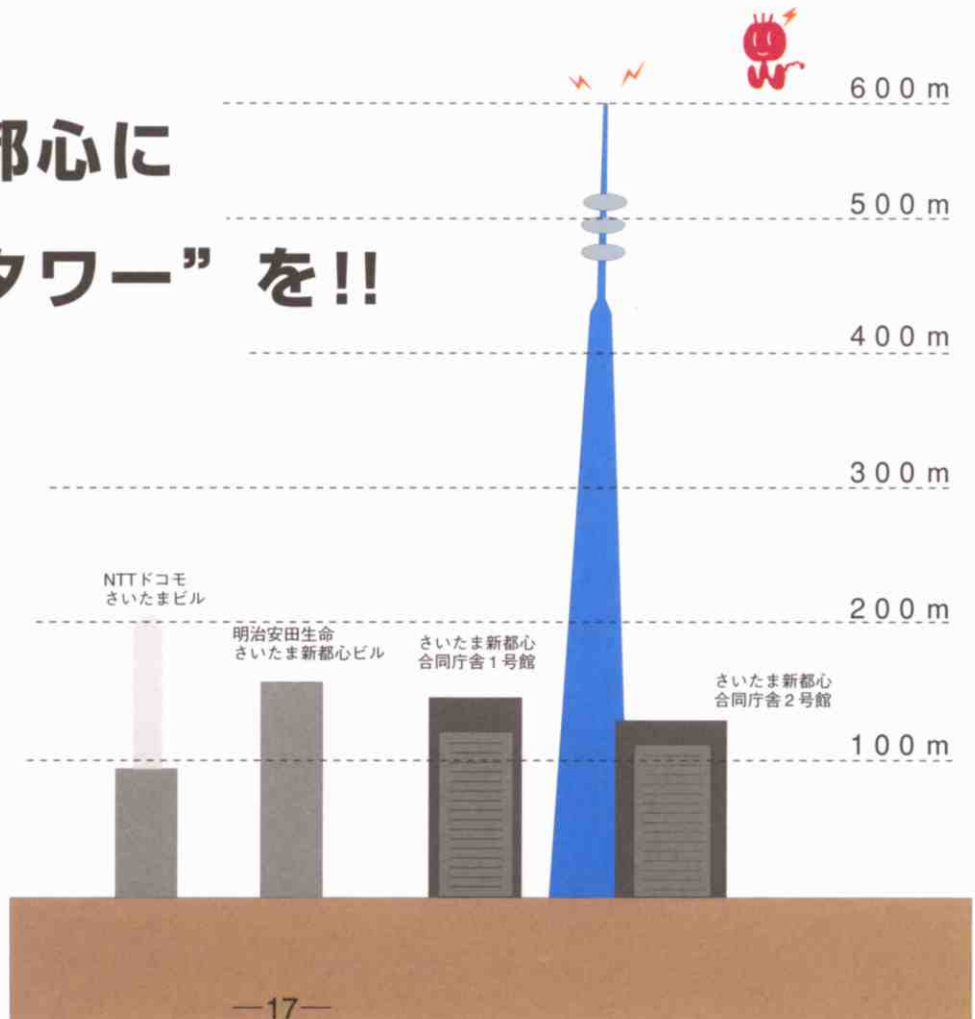
[担当：政策企画部 企画調整課]

タワー予定地

さいたま新都心 南側中核施設群

彩の国8番館
(産学交流プラザ)

さいたま新都心に “世界一のタワー” を!!



地震防災対策の充実強化について

〔内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省〕

本市を含む南関東地域は、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」で指摘されているように地震災害に対して脆弱な都市機能を持っております。

このため、人口、政治経済の諸機能が集積されている南関東地域に直下地震等の大地震が発生した場合は、その被害は計りしれないものになることが予測されます。

こうした状況の中、本市では自主防災組織の育成・支援や防災訓練を実施しているほか、「八都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、広域防災体制の整備を進めるなど地震防災対策の推進を積極的に図っているところであります。

つきましては、一層の充実強化が求められる地震防災対策に関する特別措置、施策の強化等を講じていただきますよう要望します。

要望事項

- 1 「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を着実に推進するため、対象地域に対する東海地域同様の特別措置
 - 南関東地域においても東海地域同様の財政的支援にかかわる新たな措置を講じること
- 2 地震予知、地震動予測等の観測・研究体制の充実・強化
 - 地震観測、広域地殻変動観測などの観測網の整備を進めるとともに、地震観測・予知等の地震調査研究体制の強化を図ること
- 3 土木施設、建築物、ライフライン等の耐震性強化
 - 緊急輸送道路確保のための橋梁・陸橋の耐震性の向上を図るとともに、ライフラインの安全性や信頼性を確保するため、電線類の地中化の整備を推進すること

〔担当：総務局 総務部 防災課〕

